阿久根市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

なお、同条第７項の規定に基づく財政援助団体等の監査についても併せて実施したことを申し添える。

令和８年７月７日

阿久根市監査委員　　花　田　清　治
同　　竹之内　和　満

記

１　監査の対象及び期日

都市建設課　令和８年６月３日から６月12日まで

２　監査の対象事項　　令和７年度の財務に関する事務執行等
（令和８年５月末現在）

３　監査の結果　　別紙のとおり

定期監査報告書

1　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

地方自治法第199条第７項に基づく財政援助団体等の監査

2　監査の対象

都市建設課が所管する令和７年度予算に係る財務に関する事務の執行等

3　監査の実施期間

令和８年６月３日から６月12日まで

4　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

(1)　事業の管理状況

(2)　事業の執行状況

(3)　財政及び出納の状況

5　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和７年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

また、工事関係については、「令和７年度社会資本整備総合交付金事業市道黒之瀬戸線道路改良工事」ほか２か所を抽出し、その状況を確認した。

6　監査の結果

(1)　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、おおむね適正に執行されてい

ると認める。

⑵　意見

ア　市道の維持補修等に係る要望に対する処理について

令和７年度における市道等の維持補修等に関する自治会等からの要望件数は、222件であり、それらに対する処理件数は、作業班の処理を含めて196件となっている。

要望事項によっては、様々な事情により早急に処理できないものも含まれていることを考えると、ほぼ要望に沿った対応がなされていると考え、評価するところである。

引き続き、これらの要望に対しては、迅速な対応を心がけ、適切に対応していただきたい。

イ　公共施設の計画的な整備及び長寿命化対策について

現在、公共施設の整備及び長寿命化対策については、社会資本整備総合交付金等が活用され、社会資本総合整備計画等に基づき市道改良、橋りょう改修、公園整備、住宅改修等が行われている。

引き続き、可能な限り当該交付金を充当できる事業を優先して、効率的な事業の執行に努めるとともに、これらの事業の優先度や将来の財政負担も考慮に入れるなど、総合的な判断の下で、計画的な事業の実施に努めていただきたい。

ウ　南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の整備促進について

南九州西回り自動車道は、平成29年11月に「出水阿久根道路」が全線供用開始され、「阿久根川内道路」についても、平成30年10月に阿久根インターチェンジ側から、令和２年12月には、水引インターチェンジ側からも工事着手されてきている。

また、用地取得についても、国の委託を受けて、市土地開発公社が、当該用地の先行取得を行っているところであり、早期の供用開始に向けた取組が進められている。

一方、北薩横断道路については、令和６年３月17日に「広瀬道路」約5.8キロメートルが供用開始されたところであり、「阿久根高尾野道路」

についても、令和３年３月から工事が進められてきている。

引き続き、国への要望活動等を県及び関係自治体と連携して行うなど、両道路の早期供用開始に向けた取組を展開していただきたい。

エ　「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備計画について

南九州西回り自動車道の整備促進を行う中で、大川インターチェンジ（仮称）に併設予定の、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備に向けた取組が行われてきている。

当該計画については、本市の重要な主要プロジェクトとして位置づけられ、これまで、基本計画の策定とともに、近隣自治体と連携した要望活動も計画的に行われてきているところである。

一方、この整備に向けた基金積立についても、計画的に行われてきており、令和７年度末現在の残高は、８億4,387万円ほどになっている。

引き続き、当該計画の実現に向けた取組を着実に実施していただきたい。

オ　県営事業の整備促進について

本市における令和７年度の県営事業については、道路改良、砂防、漁港・港湾整備等の事業がそれぞれ実施されているところであるが、引き続き、事業の実施が必要とされる箇所の検証等を着実に行い、県との協議並びに要望活動等を精力的に行うなど、それらの事業促進を図っていただきたい。

カ　住宅使用料の徴収対策の強化について

住宅使用料については、令和７年度末で1,563万2,820円の収入未済となっており、対前年度56万940円の減となっている。

入居者が、滞納状況に至った事由については、生活困窮等様々な事情があるものと考えるが、その徴収については、滞納者の実態を的確に把握しながら、徴収強化に努めていただきたい。

一方、滞納者の中には、誠意のない者もいると思われることから、それらの者に対しては、負担の公平性の観点等から厳正に対処していただきたい。また、市営住宅を退去されている滞納者への徴収対策にも積極

的に努めていただきたい。

キ　災害復旧等に係る緊急処理事項の事務の簡略化について

豪雨及び、台風の襲来等に伴う災害復旧について、市道等の崩土除去等の緊急処理事項に関し、それらに係る財務事務について、法令に準拠する中での事務手続きの簡略化ができないか、他市の状況をふまえるなどして、検討していただきたい。

(3)　指導事項

ア　財務事務に関する事項

財務事務における支出負担行為に係る帳票及び支出負担行為書に、決裁日等の記載がないものなどが散見されたので、適切に処理すること。

また、財務事務に係る書類については、「ハンドブック」に従い、事業ごとに時系列に保存すること。

イ　服務に関する事項

(ｱ)　休暇簿に関する処理事項

会計年度任用職員の休暇簿の処理事項に関し、残日数の集計等に誤りがあるものが散見されたので、それらは速やかに是正すること。

(ｲ)　時間外勤務命令簿に関する処理事項

時間外勤務に関し、夜間、休日等における勤務時間単価の取扱いなどに不備があるものが散見されたので、それらは、速やかに是正すること。

(ｳ)　旅行命令簿に関する処理事項

市内旅行命令簿の処理事項に関し、出張時間帯等の記載もれが散見されたので、それらについては、適正に処理すること。